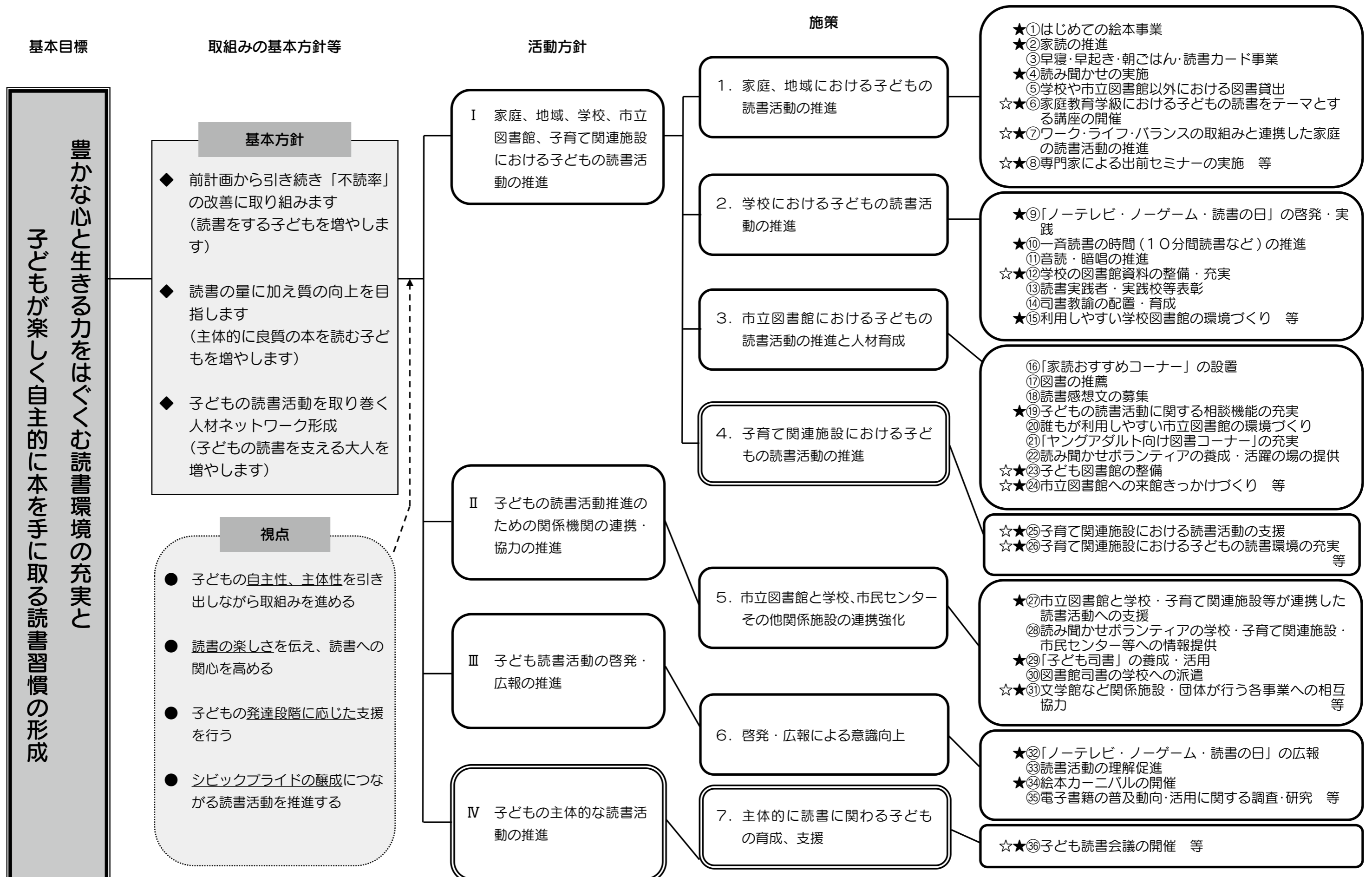


資料編



- 北九州市子ども読書活動推進条例（平成27年7月3日条例第39号）
- 北九州市子ども読書活動推進会議規則（平成27年8月1日教育委員会規則第34号）
- 北九州市子ども読書活動推進会議委員名簿
- 子どもの読書活動推進会議構成員名簿
- 計画策定に関する検討経過
- 「北九州市子ども読書プラン」に関するアンケート 調査結果のまとめ
- 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日法律第154号）
- 文字・活字文化振興法（平成17年7月29日法律第91号）
- 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成20年6月18日法律第81号）
- 用語解説

北九州市子ども読書活動推進条例

（平成27年7月3日条例第39号）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 子ども読書活動推進計画（第6条—第8条）

第3章 子ども図書館（第9条・第10条）

第4章 家庭、地域及び学校の取組等（第11条—第14条）

第5章 学校図書館及び図書館の整備（第15条・第16条）

第6章 北九州市子ども読書活動推進会議（第17条）

第7章 雑則（第18条・第19条）

付則

子ども時代の読書活動は、子どもが充実した人生を送るために必要となる考える力、感じる力、想像する力、表現する力等を身に付ける上で極めて重要です。

子ども時代は、非常に短く貴重であることから、そのかけがえのない時期を大切にし、全ての子どもが楽しく自主的に読書に親しむことのできる環境を整備する必要があります。

国においては、平成13年に子どもの読書活動の推進に関する法律が制定されました。その後、同法に基づき、多くの自治体で子ども読書活動推進計画が策定され、子どもの読書活動が進められてきました。

北九州市においても、平成18年に策定された北九州市子ども読書活動推進計画及び平成23年に策定された北九州市子ども読書プランに基づいて子どもの読書活動が推進され、一定の成果をあげてきました。

しかし、この間にも子どもを取り巻く環境は日々変化を続けており、本市においても幼児期からのコミュニケーション能力の低下、いじめ、不登校、学力の低下等解決すべき多くの課題があります。

これらの課題の解決のためには、子どもが自ら考え、表現し、行動しながら様々な課題に向き合い解決していく力を身に付けることが必要です。

そこで、私たち北九州市民は、子どもが楽しく自主的に読書に親しむことができる環境を整備することにより、子どもの生きる力を育み、「読書好きな子ども日本一」を実現するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市の子どもの生きる力を育み、健やかな成長に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、おおむね18歳以下の者をいう。

2 この条例において「子どもの読書活動」とは、読書及び子どもが主体的に読書に関わりを持つ活動をいう。

3 この条例において「学校」とは、本市が設置する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。

4 この条例において「学校司書」とは、学校図書館法（昭和28年法律第185号）第6条第1項に規定する学校司書をいう。

(基本理念)

第3条 子どもの読書活動の推進は、子どもの読書活動が、子どもにとって言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであるとともに、思いやりの心を育み、基礎学力を育てる上でも重要であることに鑑み、本市の全ての子どもが、あらゆる場所及びあらゆる機会において、楽しく自主的に読書活動を行うことができる環境が積極的に整備されることにより、行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する必要な施策を実施する責務を有する。

(市民の役割)

第5条 市民は、自身が率先して読書に親しむとともに、子どもの読書活動の充実及び習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

第2章 子ども読書活動推進計画

(子ども読書活動推進計画の策定)

第6条 市は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、市における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえて、子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 子どもの読書活動の推進のための基本方針及び基本目標
- (2) 子どもの読書活動の推進のための施策及び目標値
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの読書活動の推進に関し必要な事項
(意見の聴取等)

第7条 市は、推進計画を策定しようとするとき又は推進計画の重要な変更を行おうとするときは、第17条第1項の北九州市子ども読書活動推進会議（次条において「推進会議」という。）の意見を聴かなければならない。

2 市は、推進計画を策定したとき又は推進計画の変更を行ったときは、速やかに公表しなければならない。

(進捗管理)

第8条 教育委員会は、推進計画に定める施策の実施状況等について、毎年度、推進会議に報告するとともに、その評価を受けるものとする。

第3章 子ども図書館

(子ども図書館の設置)

第9条 市は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び民間の団体による子どもの読書活動の推進に関する取組の拠点となる施設として、子ども図書館を設置するものとする。

2 子ども図書館は、学校における読書教育全般への助言、学校図書館業務に関する相談及び助言並びに学校司書、学校図書館法第5条1項に規定する司書教諭等の資質向上を図る研修の実施その他の学校における子どもの読書活動の充実に関する支援（次条において「学校図書館支援センター事業」という。）を行うものとする。

(事業)

第10条 子ども図書館は、学校図書館支援センター事業のほか、子どもの読書活動の充実を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 推進計画に定められた事業
- (2) 図書、資料及び情報の収集及び提供
- (3) 図書館における子どもへの図書館奉仕の推進及び充実に関する支援
- (4) 家庭、地域等での子どもの読書活動の支援
- (5) 子どもの読書活動に係る啓発

- (6) 子どもの読書活動に係る調査研究
- (7) 子どもの読書活動の推進における関係団体との連携に関する事業
- (8) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

第4章 家庭、地域及び学校の取組等

(家庭での取組)

第11条 子どもの保護者は、家庭において自らが読書に親しむとともに、子どもが読書への興味及び関心を深めることができる環境を作ることに努めるものとする。

2 市は、前項に規定する家庭での取組を支援するため、子どもの読書活動の普及及び啓発を行うものとする。

(地域での取組)

第12条 市、子どもの読書活動の推進に関わる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人をいう。）、ボランティア団体等は、地域において互いに協力して、子どもの図書館の積極的な利用を促進するとともに、子どもが読書への興味及び関心を深めることができる環境の整備に努めるものとする。

(学校の取組)

第13条 学校は、子どもの読書活動の推進のため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 子どもの読書活動を推進するための年間指導計画の策定
- (2) 学校図書館の常時開館
- (3) 学校図書館資料を活用する学習活動、読書に親しむ活動等の実施及び充実

2 特別支援学校等は、教育上特別な支援を要する児童及び生徒の読書活動について、障害の種類及びその程度に応じて十分な配慮を行うものとする。

(連携体制の整備)

第14条 市は、前3条に規定する家庭、地域及び学校での取組を総合的かつ効果的に推進するため、子どもの読書活動の推進に関わる機関等が互いに緊密に連携することができるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

第5章 学校図書館及び図書館の整備

(学校図書館の整備)

第15条 教育委員会は、学校図書館の蔵書の充実及び学校司書の配置に努めるとともに、学校司書の能力の向上に努めるものとする。

2 教育委員会は、学校図書館の機能を充実させるため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 図書及び資料の整備
- (2) 蔵書を検索するためのデータベースの整備
- (3) 子どもが楽しく読書に親しむことができる館内環境の整備
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

(図書館の整備)

第16条 市は、良質な図書の収集及び提供、子どもの読書活動についての相談に応じる体制の整備、中学・高校生向けの図書の充実等子どもがいつでも読書に親しむことができる機能を図書館に整備するものとする。

2 市は、特別な支援を要する子どもへの図書館奉仕のため、必要な施設の整備等に努めるものとする。

第6章 北九州市子ども読書活動推進会議

第17条 子どもの読書活動の推進に関する基本的事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査及び審議を行うため、教育委員会に北九州市子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

(1) 子どもの読書活動の推進に関すること。

(2) 推進計画に関すること。

(3) この条例の見直しに関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、子どもの読書活動に関する事項

3 推進会議は、委員15人以内で組織する。

4 委員は、市民、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が任命する。

5 推進会議は、子どもの読書活動について、子どもの意見を聴く機会を設けることができる。

6 推進会議は、子どもの読書活動の推進について特別の事項を審議するため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関して必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第7章 雑則

(条例の見直し)

第18条 市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、市の施策がこの条例の趣旨に沿って推進されているかどうかを評価し、この条例の必要な見直しについて検討を行うものとする。

2 前項の見直しに当たっては、推進会議の意見を聴くものとする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第1項、第8条、第17条及び第18条第2項の規定は、規則で定める日から施行する。

北九州市子ども読書活動推進会議規則

(平成27年8月1日教育委員会規則第34号)

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市子ども読書活動推進条例（平成27年北九州市条例第39号。以下「条例」という。）第17条第7項の規定に基づき、北九州市子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 推進会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 推進会議に会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 条例第17条第6項に規定する部会（以下「部会」という。）に属すべき委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、部会を代表し、部会の事務を掌理する。

4 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年8月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この規則の施行の日の翌日から平成29年7月31日までの間に任命される委員の任期は、第2条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

(推進会議の招集の特例)

- 3 推進会議の最初の会議及び委員の任期満了後最初の推進会議の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

北九州市子ども読書活動推進会議 委員名簿

平成27年7月3日に施行された「北九州市子ども読書活動推進条例」の規定により、新たに平成27年8月1日に設置された附属機関の委員名簿。

氏名	役職名
◎ 山元 悦子	福岡教育大学教授
矢崎 美香	九州女子大学准教授
○ 河井 律子	元福岡県立図書館副館長
○ 瀬藤 早苗	北九州市学校図書館協議会副会長
江口 恵子	北九州市学校図書館協議会会長
小峯 浩幸	北九州市立小池特別支援学校校長
森 純子	北九州市私立幼稚園連盟
黒田 玲子	北九州市保育所連盟
赤峰 稔朗	北九州市PTA協議会副会長
村岡 純	絵本カーニバル実行委員長
山本 美穂子	読書ボランティア
仲 紀子	読書ボランティア
内藤 稚代	生涯学習推進コーディネーター
白石 裕子	北九州市立図書館協議会公募委員
尾場瀬 淳美	公募委員

◎：会長、○：副会長

任期：平成27年8月1日～平成29年7月31日

(公募委員は平成27年9月1日～平成29年7月31日)

子どもの読書活動推進会議 構成員名簿

条例施行以前、「北九州市子ども読書活動推進計画」の推進について、学識経験者や関係団体等の意見を参考に事業の推進を図るために開催されていた市政運営上の会合の構成員名簿。

平成27年3月19日の会議では、この構成員で検討を行った。

氏名	役職名
◎ 山元 悦子	福岡教育大学教授
○ 瀬藤 早苗	北九州市学校図書館協議会副会長
江口 恵子	北九州市学校図書館協議会会長
森 純子	北九州市私立幼稚園連盟
黒田 玲子	北九州市保育所連盟
陣内 朋子	北九州市PTA協議会副会長 (平成27年6月5日まで)
赤峰 稔朗	北九州市PTA協議会副会長 (平成27年6月6日から)
庄野 和子	読書ボランティア
白石 裕子	北九州市立図書館協議会公募委員
山本 浩三	教育委員会事務局指導部教育振興担当課長
深町 康幸	北九州市立中央図書館奉仕課長 (平成27年3月31日まで)
埜谷 章子	北九州市立中央図書館奉仕課長 (平成27年4月1日から)

◎：会長、○：副会長

任期：平成26年12月1日～平成27年7月31日

※役職名は平成27年7月31日時点のもの

計画策定に関する検討経過

開催年月日	内 容
平成27年 3月19日	平成26年度第2回子どもの読書活動推進会議 (市政運営上の会合) ・次期計画の策定(見直し)についての発案 ・アンケート案への意見聴取等
平成27年 8月17日	第1回北九州市子ども読書活動推進会議 ・会議の説明、会長・副会長選出 ・現行計画の進捗状況報告 ・アンケート調査結果報告 ・現行計画における成果と課題の抽出
10月 6日	第2回北九州市子ども読書活動推進会議 ・次期計画の方向性について (子ども図書館機能の検討含む)
11月13日	第3回北九州市子ども読書活動推進会議 ・次期計画パブリックコメント素案(案)について
平成28年 1月22日	第4回北九州市子ども読書活動推進会議 ・次期計画(素案)に対するパブリックコメントの実施 結果及び「新・北九州市子ども読書プラン」最終案に ついて

「北九州市子ども読書プラン」に関するアンケート 調査結果のまとめ

I 北九州市子ども読書プランに関するアンケート調査の概要

1 調査の概要

(1) 調査の目的

次期「北九州市子ども読書プラン」策定に向け、「家庭」における読書活動の推進についても重点的に取組みを推進するための基礎資料として、子どもの家庭での生活状況や保護者の意識などを調査したものの。

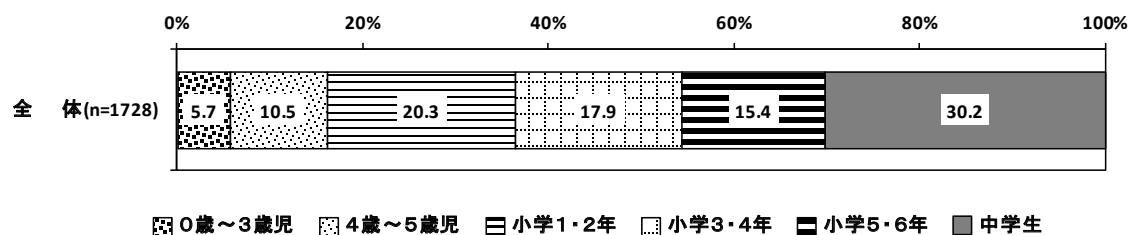
(2) 調査実施方法

調査対象	未就学児調査 (幼稚園・保育園)	小学生調査	中学生調査
抽出方法	幼稚園・保育園、小学校、中学校に通う園児・児童・生徒とその保護者		
	小倉北区・八幡東区・八幡西区から各一園を抽出	門司区・小倉南区・若松区から各一校を抽出	八幡西区・戸畑区から各一校を抽出
調査方法	園を通じて各家庭に配布し、園を通じて回収	学校を通じて各家庭に配布し、学校を通じて回収	学校を通じて各家庭に配布し、学校を通じて回収
調査時期	平成 27 年 5 月 18 日 (月曜日) ～ 平成 27 年 5 月 27 日 (水曜日)		
配布・回収状況	配布数 420 票 有効回収数 281 票 有効回答率 66.9%	配布数 1,255 票 有効回収数 926 票 有効回答率 73.8%	配布数 644 票 有効回収数 521 票 有効回答率 80.9%
	総配布数 2,319 票、総有効回収数 1,728 票、総有効回答率 74.5%		

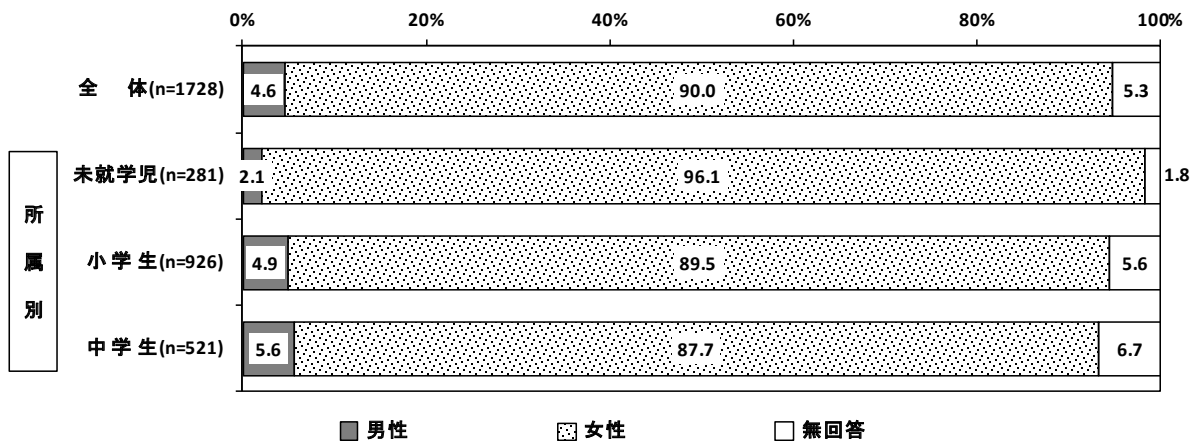
2 回答者の属性

有効回答のあった 1,728 人の属性は以下のとおり。

■子ども年齢・学年



■保護者性別



Ⅱ 調査結果のまとめ

今回の調査結果をみると、以下に示すように、保護者の読書指向が子どもの読書状況にある程度影響を与えていると考えられる結果となっています。

1 子どもと保護者の読書の状況

(1) 日頃の読書の状況

- 子どもが「この1か月に1冊以上読書した割合」は90%を超えるものの、「読書冊数」は年齢が上がると少なくなる

この1か月に1冊以上読書した割合は、子どもでは9割を超え、保護者でも7～8割と高くなっています。

読書冊数をみると、保護者の場合、5割強は「1～3冊」までとなっており、子どもに比べると読書冊数は少なくなっています。子どもでも中学生になると5割は「1～3冊」となり、年齢が上がると、読書冊数が少なくなっています。

【この1か月に1冊以上読書した割合】

	子ども	保護者
未就学児	96.8% (うち、1～3冊 21.7%)	81.6% (うち、1～3冊 52.7%)
小学生	92.7% (うち、1～3冊 36.8%)	76.8% (うち、1～3冊 52.3%)
中学生	97.3% (うち、1～3冊 54.5%)	79.5% (うち、1～3冊 59.1%)

(2) 読書が好きな割合

- 読書に対しては、子ども、保護者とも7割程度（未就学児では9割強）が好きとしている
- 子どもが読書好きになってほしいと思っている保護者が9割以上いる

【読書が好きな割合】と【子どもが読書好きになってほしい保護者の割合】

		とても好き	まあまあ好き	好き合計	子どもが読書好きになってほしい保護者
未就学児	子ども	60.5%	32.7%	93.2%	
	保護者	29.5%	46.3%	75.8%	
小学生	子ども	32.8%	39.2%	72.0%	93.3%
	保護者	23.8%	44.2%	68.0%	
中学生	子ども	31.3%	39.5%	70.8%	91.7%
	保護者	23.6%	44.5%	68.1%	

(3) 子どもの好きな分野

●未就学児は「絵本」、小学生男子は「まん画」、女子は「物語」、中学生は「物語」がトップ

好きな絵本や物語、シリーズがある子どもは、未就学児で76.9%、小学生で71.9%、中学生で64.7%となっており、多くの子どもに何らかの好きな本があります。

好きな分野としては、未就学児では絵本、小学生や中学生になるとまん画や物語が多くなり、男女で好みが変わってきます。

【好きな分野の本】

		1位		2位		3位	
未就学児	男子	絵本	74.8%	図鑑	42.7%	物語	11.7%
	女子	絵本	93.4%	物語	24.5%	図鑑	6.6%
小学生	男子	まん画	45.7%	物語	34.8%	図鑑	33.7%
	女子	物語	59.2%	絵本	38.3%	まん画	29.5%
中学生	男子	物語	65.4%	まん画	43.8%	伝記	15.4%
	女子	物語	79.7%	まん画	50.3%	伝記	10.7%

(4) 学校図書館、市立図書館、ひまわり文庫の利用状況

●市立図書館、ひまわり文庫での読書経験は、小学生・中学生では3人に2人、未就学児でも6割

これまでに、読書をするために市立図書館や市民センターのひまわり文庫に行った経験については、未就学児が59.1%、小学生が66.0%、中学生が67.4%となっており、利用回数は3者とも月平均にすると、1回程度となっています。

1か月に1冊以上本を借りた割合をみると、未就学児、小学生では学校の図書館からは8割弱、市立図書館や市民センターのひまわり文庫からは6割となっていますが、中学生になるといずれも4割強となっており、借りる本の冊数も少なくなっています。

【市立図書館や市民センターのひまわり文庫の利用状況】

	利用経験	年間利用回数
未就学児	59.1%	12.0回
小学生	66.0%	14.5回
中学生	67.4%	11.4回

【1か月に1冊以上本を借りた割合】

	学校の図書館	市立図書館や市民センターのひまわり文庫
未就学児	76.8% (うち、1～3冊 33.8%)	59.0% (うち、1～3冊 15.1%)
小学生	76.3% (うち、1～3冊 32.4%)	58.0% (うち、1～3冊 21.3%)
中学生	41.4% (うち、1～3冊 31.3%)	42.1% (うち、1～3冊 22.5%)

2 子どもの読書活動への支援の状況

(1) 保護者による読み聞かせ

●未就学児では保護者の96.1%が読み聞かせ経験あり

読み聞かせの経験は、未就学児保護者では96.1%にも達し、小学生保護者で88.8%、中学学生保護者でも81.8%と非常に高くなっています。

1歳に満たないころから始めて、平均して6歳ごろまでは読み聞かせをしています。

【読み聞かせの実施状況】

	保護者による読み聞かせ		
	経験率	開始年齢	終了または継続中年齢
未就学児	96.1%	0.5歳	4.0歳
小学生	88.8%	0.9歳	5.9歳
中学生	81.8%	0.8歳	6.4歳

(2) 先生による読み聞かせ

●未就学児では先生による読み聞かせは95.0%

先生による読み聞かせについてみると、未就学児では95.0%に達していますが、小学生では62.5%、中学生では42.2%と、年齢が上がるにつれて低くなっています。

【読み聞かせの実施状況】

	読み聞かせ
未就学児	95.0%
小学生	62.5%
中学生	42.2%

(3) ブックスタート

●未就学児では保護者の92.21%が認知、79.0%が絵本をもらった経験あり

ブックスタート事業の認知率は、小学生保護者では77.1%ですが、未就学児保護者では92.2%に達しています。

【認知・実施状況】

	ブックスタート事業の認知率(*)
未就学児	認知率92.2% (うち「もらった」79.0%)
小学生	認知率77.1% (うち「もらった」67.9%)
中学生	認知率35.3% (うち「もらった」25.1%)

(*) 認知率は、「もらった」と「事業のことは知っていたが、もらわなかった」の合計パーセント

(注) ブックスタート事業は平成15年4月1日以降の出生者を対象としているため、中学生の保護者は事業対象とはなっていません。

3 保護者の読書活動と子どもの読書活動の相関関係

(1) 子どもと保護者の読書に対する意識の関係

●保護者が読書好きなら子どもも読書が好き

子どもと保護者の読書に対する意識の関係をみると、保護者が読書好きであれば、子どもも読書好きである割合（「好き」の合計）が概ね高く、保護者の影響力がみられます。

ただ、子どもが、未就学児から小学生、小学生から中学生と、年齢が上がってくると、保護者の「好き」の合計割合は低くなっていることから、年齢が上がるとともに保護者の影響力は弱くなるものと思われます。

■ 子どもと保護者の読書に対する意識の関係 ■

子どもの読書意識		サ ン プ ル 数	保護者の読書意識					無 回 答	「子 ど も が 読 書 合 計
保護者の読書意識			と と も 好 き	ま あ ま あ 好 き	好 き で も 嫌 い で も な い	き ら い	あ ま り 好 き で は な い （ ど ち ら か と い う と 嫌 い ）		
未 就 学 児	とても好き	83	74.7	20.5	4.8	-	-	-	95.2
	まあまあ好き	130	58.5	37.7	2.3	0.8	-	0.8	96.2
	好きでも嫌いでもない	43	39.5	46.5	11.6	2.3	-	-	86.0
	あまり好きではない （どちらかという嫌い）	14	42.9	35.7	7.1	14.3	-	-	78.6
	嫌い	2	-	50.0	50.0	-	-	-	50.0
小 学 生	とても好き	220	45.0	36.8	9.5	5.5	3.2	-	81.8
	まあまあ好き	409	33.7	42.8	14.9	5.6	2.0	1.0	76.5
	好きでも嫌いでもない	206	25.7	34.0	25.2	11.2	2.4	1.5	59.7
	あまり好きではない （どちらかという嫌い）	56	10.7	37.5	14.3	21.4	16.1	-	48.2
	嫌い	8	-	50.0	12.5	25.0	12.5	-	50.0
中 学 生	とても好き	123	38.2	38.2	16.3	5.7	1.6	-	76.4
	まあまあ好き	232	32.3	41.4	22.4	3.4	0.4	-	73.7
	好きでも嫌いでもない	110	21.8	40.0	23.6	9.1	4.5	0.9	61.8
	あまり好きではない （どちらかという嫌い）	31	22.6	35.5	25.8	9.7	6.5	-	58.1
	嫌い	7	42.9	28.6	14.3	14.3	-	-	71.5

注) は、最も高いパーセント

(2) 子どもの1か月の読書冊数と好きな分野の関係

●読書冊数の多い子どもは、未就学児では「絵本」、

小学生、中学生では「物語」だけでなく、「まん画」も好き

子どもの1か月読書冊数と好きな分野との関係を見ると、子どもの読書冊数が多いほど、未就学児では「絵本」、小学1・2年では「絵本」、小学3・4年、小学5・6年になると「まん画」や「物語」、中学生では「まん画」や「物語」が、好きな分野となっています。

■ 子どもの1か月読書冊数と好きな分野の関係 ■

子どもの 1か月読書冊数	好きな分野	サ ン プ ル 数	絵 本	物 語	伝 記	かん かん など (「こ ん 虫 図 」 など)	科 学 よ み もの (「虫 ふ し ぎ 」 など)	ま ん 画 (学 習 ま ん 画 も ふ く む)	そ の 他	無 回 答
0 ～ 3 歳 児	10冊以上	32	93.8	18.8	-	15.6	-	-	6.3	
	7～9冊	9	77.8	11.1	-	11.1	-	-	11.1	
	4～6冊	19	84.2	5.3	-	26.3	-	-	5.3	
	1～3冊	17	76.5	29.4	5.9	5.9	-	-	5.9	
	0冊	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4 ～ 5 歳 児	10冊以上	66	89.4	21.2	3.0	33.3	10.6	6.1	6.1	3.0
	7～9冊	21	90.5	14.3	4.8	14.3	-	-	9.5	-
	4～6冊	29	79.3	13.8	-	37.9	3.4	3.4	3.4	-
	1～3冊	20	65.0	25.0	-	25.0	10.0	-	5.0	-
	0冊	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小 学 1 ・ 2 年	10冊以上	50	76.0	52.0	4.0	26.0	12.0	26.0	2.0	-
	7～9冊	24	62.5	50.0	12.5	29.2	12.5	12.5	8.3	4.2
	4～6冊	75	65.3	29.3	-	37.3	5.3	18.7	1.3	2.7
	1～3冊	84	51.2	27.4	2.4	23.8	6.0	21.4	3.6	1.2
	0冊	4	100.0	-	-	-	-	-	-	-
小 学 3 ・ 4 年	10冊以上	53	30.2	52.8	15.1	13.2	18.9	52.8	3.8	-
	7～9冊	26	30.8	61.5	3.8	19.2	11.5	50.0	3.8	-
	4～6冊	57	21.1	45.6	5.3	17.5	5.3	43.9	7.0	3.5
	1～3冊	82	29.3	43.9	4.9	20.7	11.0	29.3	11.0	3.7
	0冊	6	66.7	33.3	-	16.7	-	16.7	-	-
小 学 5 ・ 6 年	10冊以上	69	7.2	71.0	36.2	14.5	13.0	69.6	7.2	1.4
	7～9冊	31	12.9	74.2	16.1	9.7	6.5	38.7	25.8	-
	4～6冊	50	6.0	64.0	16.0	8.0	12.0	38.0	10.0	2.0
	1～3冊	50	10.0	62.0	16.0	16.0	10.0	42.0	12.0	-
	0冊	2	-	50.0	-	-	50.0	-	-	-
中 学 生	10冊以上	53	1.9	79.2	18.9	1.9	7.5	64.2	20.8	-
	7～9冊	35	-	80.0	17.1	2.9	8.6	51.4	5.7	-
	4～6冊	86	2.3	67.4	11.6	2.3	1.2	51.2	24.4	2.3
	1～3冊	157	7.6	75.8	9.6	5.7	4.5	38.2	12.7	-
	0冊	1	-	-	-	-	-	100.0	100.0	-

注) は、最も高いパーセント

(3) 子どもの1か月読書冊数と家読及び読んだ本を話題にして会話をするかの関係

●読書冊数の多い子どもは家読もしており、読んだ本を話題にして会話をする割合も高い

子どもの1か月読書冊数と家読との関係についてみると、読書冊数の多いほど、家読をしている割合も概ね高くなる傾向がみられます。また、読んだ本を話題にして会話をする割合も高く、特に5歳以下では、保護者と子どもが読んだ本のことについて話し合うことと子どもの読書冊数の多さとの関係が強くなっています。

■ 子どもの1か月読書冊数と家読及び読んだ本を話題にして会話をするかの関係 ■

	子どもの 1か月読書冊数	サ ン プ ル 数	子どもの家読状況			子どもと読んだ本を話題にして 会話すること				
			家 読 し て い る	家 読 し て い な い	無 回 答	よ く 話 を す る	た ま に 話 を す る	あ ま り 話 を し な い	話 を す る こ と が な い	無 回 答
0 ～ 3 歳 児	10冊以上	37	54.1	43.2	2.7	51.4	43.2	2.7	2.7	-
	7～9冊	10	50.0	40.0	10.0	20.0	50.0	10.0	20.0	-
	4～6冊	24	41.7	54.2	4.2	12.5	62.5	12.5	8.3	4.2
	1～3冊	24	45.8	54.2	-	8.3	54.2	12.5	25.0	-
	0冊	1	-	100.0	-	-	-	100.0	-	-
4 ～ 5 歳 児	10冊以上	70	62.9	34.3	2.9	41.4	47.1	7.1	-	4.3
	7～9冊	29	55.2	41.4	3.4	24.1	51.7	13.8	-	10.3
	4～6冊	41	46.3	48.8	4.9	22.0	61.0	12.2	2.4	2.4
	1～3冊	37	43.2	54.1	2.7	8.1	59.5	29.7	-	2.7
	0冊	4	-	100.0	-	-	25.0	25.0	50.0	-
小 学 1 ・ 2 年	10冊以上	57	57.9	42.1	-	24.6	50.9	19.3	1.8	3.5
	7～9冊	28	64.3	35.7	-	3.6	64.3	14.3	10.7	7.1
	4～6冊	92	54.3	45.7	-	15.2	47.8	26.1	4.3	6.5
	1～3冊	150	28.7	70.7	0.7	7.3	39.3	44.0	7.3	2.0
	0冊	23	-	100.0	-	-	21.7	34.8	39.1	4.3
小 学 3 ・ 4 年	10冊以上	58	48.3	50.0	1.7	20.7	55.2	15.5	8.6	-
	7～9冊	32	40.6	59.4	-	3.1	50.0	31.3	12.5	3.1
	4～6冊	72	38.9	58.3	2.8	8.3	31.9	37.5	19.4	2.8
	1～3冊	122	29.5	68.9	1.6	3.3	50.8	31.1	9.8	4.9
	0冊	21	19.0	81.0	-	-	19.0	52.4	28.6	-
小 学 5 ・ 6 年	10冊以上	74	31.1	66.2	2.7	13.5	45.9	31.1	8.1	1.4
	7～9冊	33	42.4	57.6	-	6.1	51.5	42.4	-	-
	4～6冊	72	31.9	66.7	1.4	5.6	65.3	23.6	5.6	-
	1～3冊	69	20.3	78.3	1.4	-	46.4	31.9	17.4	4.3
	0冊	15	20.0	80.0	-	6.7	13.3	60.0	20.0	-
中 学 生	10冊以上	56	41.1	55.4	3.6	12.5	48.2	21.4	10.7	7.1
	7～9冊	43	34.9	65.1	-	2.3	53.5	34.9	7.0	2.3
	4～6冊	124	29.8	68.5	1.6	4.8	56.5	29.0	8.1	1.6
	1～3冊	284	18.3	80.6	1.1	4.6	45.8	30.6	15.1	3.9
	0冊	8	12.5	75.0	12.5	-	12.5	50.0	25.0	12.5

注) は、最も高いパーセント

4 その他

(1) ノーテレビ・ノーゲーム・読書の日の実践等

- 小学生の保護者は認知し実践しているが、未就学児・中学生の保護者は認知度が低く実践していない

「毎月23日はノーテレビ・ノーゲーム・読書の日」の実践率は、中学生保護者で10.7%、未就学児保護者で16.3%と低くなっていますが、小学生保護者では34.1%となっています。また、「知らなかった」割合も、中学生保護者・未就学児保護者が高く、小学生保護者は低くなっています。

【実施状況】

	毎月23日はノーテレビ・ノーゲーム・読書の日の実践率
未就学児	「実践している」5.3%+「時々実践している」11.0%=16.3% 「知らなかった」32.7%
小学生	「実践している」8.5%+「時々実践している」25.6%=34.1% 「知らなかった」8.3%
中学生	「実践している」1.5%+「時々実践している」9.2%=10.7% 「知らなかった」20.2%

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定し

なければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

文字・活字文化振興法

(平成17年7月29日法律第91号)

(目的)

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書

館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努

めるものとする。

(財政上の措置等)

第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律

(平成20年6月18日法律第81号)

(改正 平成27年6月24日法律第46号)

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 教科用特定図書等の発行の促進等（第5条—第8条）

第3章 小中学校及び高等学校における教科用特定図書等の使用の支援（第9条—第15条）

第4章 標準教科用特定図書等の円滑な発行の確保（第16条—第18条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の発行の促進を図るとともに、その使用の支援について必要な措置を講ずること等により、教科用特定図書等の普及の促進等を図り、もって障害その他の特性の有無にかかわらず児童及び生徒が十分な教育を受けることができる学校教育の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「教科用特定図書等」とは、視覚障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため文字、図形等を拡大して検定教科用図書等を複製した図書（以下「教科用拡大図書」という。）、点字により検定教科用図書等を複製した図書その他障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため作成した教材であって検定教科用図書等に代えて使用し得るものをいう。

2 この法律において「検定教科用図書等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第34条第1項（同法第49条、第62条及び第70条第1項において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書をいう。

3 この法律において「発行」とは、図書その他の教材を製造供給することをいう。

4 この法律において「教科用図書発行者」とは、検定教科用図書等の発行を担当する者であって、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第8条の発行の指示を承諾したものをいう。

5 この法律において「電磁的記録」とは、電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(国の責務)

第3条 国は、児童及び生徒が障害その他の特性の有無にかかわらず十分な教育を受けることができるよう、教科用特定図書等の供給の促進並びに児童及び生徒への給与その他教科用特定図書等の普及の促進等のために必要な措置を講じなければならない。

(教科用図書発行者の責務)

第4条 教科用図書発行者は、児童及び生徒が障害その他の特性の有無にかかわらず十分な教育を受けることができるよう、その発行をする検定教科用図書等について、適切な配慮をするよう努めるものとする。

第2章 教科用特定図書等の発行の促進等

(教科用図書発行者による電磁的記録の提供等)

第5条 教科用図書発行者は、文部科学省令で定めるところにより、その発行をする検定教科用図書等に係る電磁的記録を文部科学大臣又は当該電磁的記録を教科用特定図書等の発行をする者に適切に提供することができる者として文部科学大臣が指定する者(次項において「文部科学大臣等」という。)に提供しなければならない。

2 教科用図書発行者から前項の規定による電磁的記録の提供を受けた文部科学大臣等は、文部科学省令で定めるところにより、教科用特定図書等の発行をする者に対して、その発行に必要な電磁的記録の提供を行うことができる。

3 国は、教科用図書発行者による検定教科用図書等に係る電磁的記録の提供の方法及び当該電磁的記録の教科用特定図書等の作成への活用に関して、助言その他の必要な援助を行うものとする。

(教科用特定図書等の標準的な規格の策定等)

第6条 文部科学大臣は、教科用拡大図書その他教科用特定図書等のうち必要と認められるものについて標準的な規格を定め、これを公表しなければならない。

2 教科用図書発行者は、指定種目(検定教科用図書等の教科ごとに分類された単位のうち文部科学大臣が指定するものをいう。次項において同じ。)の検定教科用図書等に係る標準教科用特定図書等(前項の規格に適合する教科用特定図書等をいう。以下同じ。)の発行に努めなければならない。

3 国は、教科用図書発行者による指定種目の検定教科用図書等に係る標準教科用特定図書等の発行に関して、助言その他の必要な援助を行うものとする。

(発達障害等のある児童及び生徒が使用する教科用特定図書等に関する調査研究等の推進)

第7条 国は、発達障害その他の障害のある児童及び生徒であって検定教科用図書等において一般的に使用される文字、図形等を認識することが困難なものが使用する教科用特定図書等の整備及び充実を図るため、必要な調査研究等を推進するものとする。

(障害その他の特性に適切な配慮がなされた検定教科用図書等の普及)

第8条 国は、障害その他の特性の有無にかかわらずできる限り多くの児童及び生徒が検定教科用図書等を使用して学習することができるよう適切な配慮がなされた検定教科用図書等の普及のために必要

な措置を講ずるものとする。

第3章 小中学校及び高等学校における教科用特定図書等の使用の支援

(小中学校及び高等学校における教科用特定図書等の使用等)

第9条 小中学校（小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び義務教育学校をいい、学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級（以下単に「特別支援学級」という。）を除く。以下同じ。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程を含み、特別支援学級を除く。以下同じ。）においては、当該学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童及び生徒が、その障害の状態に応じ、採択された検定教科用図書等に代えて、当該検定教科用図書等に係る教科用特定図書等を使用することができるよう、必要な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の規定による配慮がなされるよう、発行が予定される教科用特定図書等に関する情報の収集及び提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(小中学校の設置者に対する教科用特定図書等の無償給付)

第10条 国は、毎年度、小中学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童及び生徒が検定教科用図書等に代えて使用する教科用特定図書等を購入し、小中学校の設置者に無償で給付するものとする。

(契約の締結)

第11条 文部科学大臣は、教科用特定図書等の発行をする者と、前条の規定により購入すべき教科用特定図書等を購入する旨の契約を締結するものとする。

(教科用特定図書等の給与)

第12条 小中学校の設置者は、第十条の規定により国から無償で給付された教科用特定図書等を、それぞれ当該学校の校長を通じて、当該学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童又は生徒に給与するものとする。

2 学年の中途において転学した視覚障害その他の障害のある児童又は生徒については、その転学後において使用する教科用特定図書等は、前項の規定にかかわらず、文部科学省令で定める場合を除き、給与しないものとする。

(都道府県の教育委員会の責務)

第13条 都道府県の教育委員会は、政令で定めるところにより、教科用特定図書等の無償給付及び給与の実施に関し必要な事務を行うものとする。

(給付の完了の確認の時期の特例)

第14条 第11条の規定による契約に係る政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第4条第1号に掲げる時期については、同法第5条第1項中「10日以内の日」とあるのは、「20日以内の日」と読み替えて同項の規定を適用する。

(政令への委任)

第15条 第10条から前条までに規定するもののほか、教科用特定図書等の無償給付及び給与に関し

必要な事項は、政令で定める。

第4章 標準教科用特定図書等の円滑な発行の確保

(標準教科用特定図書等の需要数の報告)

第16条 市町村の教育委員会並びに学校教育法第2条第2項に規定する国立学校及び私立学校の長は、次に掲げる標準教科用特定図書等の需要数を、文部科学省令で定めるところにより、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

1 小中学校について採択された検定教科用図書等に係る標準教科用特定図書等であって、当該標準教科用特定図書等を使用する年度において発行が予定されているもののうち、小中学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童及び生徒が当該検定教科用図書等に代えて使用するもの

2 特別支援学校の小学部及び中学部並びに小学校、中学校及び義務教育学校に置かれる特別支援学級について学校教育法附則第九条に規定する教科用図書として採択された標準教科用特定図書等であって、当該標準教科用特定図書等を使用する年度において発行が予定されているもの

2 都道府県の教育委員会は、前項各号に掲げる標準教科用特定図書等の都道府県内の需要数を、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に報告しなければならない。

(標準教科用特定図書等の発行の通知等)

第17条 文部科学大臣は、前条第2項の規定による報告に基づき、標準教科用特定図書等の発行を予定している者にその発行をすべき標準教科用特定図書等の種類及び部数を通知しなければならない。

2 文部科学大臣は、必要に応じ、前項の通知を受けた者に対し報告を求めることができる。

(事務の区分)

第18条 第16条第2項の規定により都道府県が処理することとされている事務及び同条第1項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、平成21年度において使用される検定教科用図書等及び教科用特定図書等から適用する。

(検討)

第2条 国は、高等学校において障害のある生徒が使用する教科用拡大図書等の普及の在り方並びに特別支援学校に就学する児童及び生徒について行う援助の在り方について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

用語解説

	語 句	説 明
い	生きる力	<p>① 基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力</p> <p>② 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性</p> <p>③ たくましく生きるための健康や体力 など。</p>
	一斉読書の時間	朝の読書など、学校で児童生徒が一斉に読書に取り組む時間。
う	家読（うちどく）	<p>家庭での読書環境づくりの取組み。</p> <p>家族で同じ本を読み、感想を話し合ったり、感想ノートを作ったりするなどして家庭での読書活動を推進する。</p> <p>家族の絆が深まり、コミュニケーションが豊かになるとともに、読書習慣が身につく効果がある。</p>
お	親子ふれあいルーム	<p>子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進するため、子育て家庭の親とその子ども（概ね3歳未満の乳幼児）が気軽に集い、相互に交流を図る場として、「親子ふれあいルーム」を区役所または近接する公共施設や一部の児童館に開設している。</p> <p>専任スタッフが常駐し、子育て相談や講座の開催、子育て関連情報の提供などを行っている。</p>
	音読暗唱ブック「ひまわり」	子どもが日本語のもつリズムや美しい響きを体で味わうために、北九州市教育委員会が作成した小冊子。様々なテキストが掲載されており、主に小学校で使用。
か	貸出文庫	<p>直接図書館のサービスを受けることが困難な利用者のために、市民センター等の公共施設や、地域・職場にある団体（幼稚園、保育所、病院、老人ホーム等）に設置し、施設の利用者や団体の会員に、図書館から配本される図書の貸出を行う文庫のこと。</p> <p>市民センター等の公共施設に設置するものを「ひまわり貸出文庫（ひまわり文庫）」といい、地域・職場にある団体に設置するものを「団体貸出文庫（団体文庫）」という。</p>
	学校貸出図書セット	中央図書館において、学年別・テーマ別に「学校貸出図書セット」（1セットあたり40冊）を作成し、学校からの要望に応じて貸出を行うもの。子どもの読書活動・調べ学習等の一層の推進を図るとともに、子どもがそれぞれの発達段階・個性に応じて自主的に読書活動ができるような環境の整備を推進する。
	学校司書	専門的な知識・経験を有する学校図書館担当事務職員。本市では、学校図書館職員ともいう。

	学校図書館常時開館	本市では、子どもが自主的に読書活動を行うことができる時間帯に、学校の実態に応じて毎日開館することをいう。
	学校図書館図書標準	学校図書館の図書の充実を図り、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成するため、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定められたもの。学校の種別と学級数により決まる。
	家庭学習チャレンジハンドブック	「家庭学習習慣」の定着を図るために、北九州市教育委員会が作成した冊子。家庭学習の方法について、学年別に掲載されている。小学校1年～4年生版、小学校5年～中学校3年生版の2種類があり、平成26年度から市立小・中学校の児童生徒に配布している。
	家庭教育学級	家庭の教育力の向上を目指し、子育てのさまざまな課題を解決していくための知識や能力などを保護者が相互学習により習得する場として、市立幼稚園、小・中・特別支援学校、私立幼稚園及び保育所で開設している学級。
き	北九州市子ども読書活動推進会議	平成27年7月3日に施行された「北九州市子ども読書活動推進条例」の規定により、平成27年8月1日に設置された附属機関で、市民や学識経験者などから構成されており、役割としては、子どもの読書活動の推進に関することや北九州市子ども読書活動推進計画に関することなどについて、調査及び審議を行う。
こ	「子ども司書」の養成・活用	毎年7月～8月にかけて、市立の小学5、6年、中学1、2年生を対象に、養成講座を開催する。 子どもが、図書館司書の仕事や図書の並べ方に関する知識、読み聞かせの技能の習得などを通じて、図書館への関心や読書への意欲を一層高めるようにするためのもの。 講座で学んだ司書のノウハウを活かし、学校で、読書の楽しさを広げる読書活動推進のリーダーとして活躍できるようになることを目的とする。
	子ども読書の日 (4月23日)	平成13年12月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」で、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため設けられた日。
	こどもの読書週間 (4月23日～5月12日)	公益社団法人読書推進運動協議会が主催するもので、昭和35年よりはじまった。こどもの日を含む2週間だったが、2000年の「子ども読書年」を機に、4月23日から5月12日までの20日間となった。

し	司書教諭	学校図書館法第5条で定められた、学校図書館の専門的職務をつかさどる職。
	シビックプライド	本市では、市民が自分の住んでいる、働いているまちに対して「誇り」や「愛着」をもち、自らもこのまちを形成している1人であるという認識をもつとともに、自分たちのまちづくりに自発的に関わりたいという意識をもつこと。
た	団体貸出	<p>団体向けに、個人貸出の場合よりも多数の図書を貸し出す制度。</p> <p>団体とは、市内の地域、職場及び学校等にある団体で、会員数が10人以上であり、会員の中に、図書館と連携できる世話人がいるものを指す。</p> <p>貸出冊数は30冊以内で、貸出期間は1ヶ月以内。図書館からの配本はなく、団体の世話人が直接図書館に来館し、本を選んで貸出・返却する。</p>
て	電子書籍	電子的に処理・編集された出版物。データ形式や配付・販売方法、読むためのソフトや端末などについては様々な媒体がある。
に	認定こども園	幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、小学校就学前の子どもに幼児教育・保育を提供し、全ての子育て家庭を対象に、親子の集いの場の提供など地域における子育て支援を実施する施設。
の	ノーテレビ・ノーゲーム・読書の日	「子どもの読書活動の推進に関する法律」により定められた「子ども読書の日」にちなみ、毎月23日を「ノーテレビ・ノーゲーム・読書の日」と北九州市独自で定めた日。家庭、学校、地域、市立図書館などが相互に連携して、子どもが読書に親しむための環境づくりを促すとともに、子どもの読書活動の定着をめざす。
は	はじめての絵本事業	家庭における子どもの読書活動を支援するため、母子健康手帳交付時に絵本を贈ることにより、妊娠時から子どもの読書に関心を持ってもらい、保護者に早い時期から子どもが本とふれあうことの大切さを啓発する事業。
	早寝・早起き・朝ごはん・読書カード	<p>生活習慣の乱れがちな夏休み期間中に自らが定めた生活習慣や読書の目標を実践確認することで、正しい基本的な生活習慣や読書習慣の定着を図るため、北九州市教育委員会が作成したカード。</p> <p>保育所、幼稚園、学校を通じて幼児・児童・生徒に配布している。</p>

ひ	ビブリオバトル	<p>大人から子どもまで誰でも開催できる本の紹介コミュニケーションゲーム（書評合戦）。</p> <p>発表者が読んで面白いと思った本について、5分程度で紹介を行い、その本に関する意見交換を行った後、一番読みたくなった本を参加者の多数決で決定する。</p> <p>ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができるとともに、自ら本を選ぶ力や語る力が育つ効果がある。</p>
	ひまわり文庫	<p>「貸出文庫」のうち「ひまわり貸出文庫」のことをいう。</p> <p>直接図書館のサービスを受けることが困難な利用者のために、住居地の近くの市民センター等の公共施設内に図書コーナーを設け、市立図書館から図書を配本し、読書を奨励することにより、生涯学習の推進に資することを目的とする。</p> <p>設置基準は、原則として「1小学校区に1文庫」。</p>
ふ	ブックスタート事業	<p>本に親しみ、読み聞かせの大切さ、親子のふれあいの大切さを啓発するため、出生後に絵本を贈る事業。</p>
	ブックトーク	<p>テーマを定めて、そのテーマに関連する様々なジャンルの本を数冊紹介し、本に興味を抱かせて、読書への契機を図る方法。</p>
	ブックヘルパー	<p>学校図書館において図書の貸出し、蔵書の整理、図書館の整備、図書の整理などを行うボランティア。</p>
や	ヤングアダルト	<p>中・高生を中心とした10代の若者のこと。図書館における「ヤングアダルト」という言葉はアメリカの公共図書館で使われ始めた。</p>
よ	読み聞かせボランティアバンク	<p>市立図書館で活動している読み聞かせボランティアのうち希望者（団体）を登録し、市民や学校等からの要請に応じて情報提供や読み聞かせボランティアの派遣調整を行うもの。</p> <p>また、読み聞かせボランティア相互の情報交換等を行う場を設け、あわせて研修を実施するなど人材育成・資質向上の一助としている。</p>
れ	レファレンス機能	<p>何らかの情報を求める図書館利用者に対して、図書館職員が、図書館の利用方法や図書館にある情報・文献の探し方を提供・援助する、または、情報・文献の紹介・提供をすること。</p>
わ	ワーク・ライフ・バランス	<p>仕事と生活の調和。仕事と生活の調和が実現した社会とは、一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会。</p>